

## ご存知ですか 医療福祉費支給制度(マル福)

医療福祉費支給制度(マル福)は、一定の条件を満たす人が医療保険を使って医療機関などにかかった医療費(保険適用分)の一部を公費で助成する制度です。  
※この制度には、所得制限があり、非該当となる場合があります

- 【対象者】
- ◆小児  
0歳～中学3年生(中学生は、ひとり親区分優先)
  - ◆妊産婦  
母子手帳の交付を受けた方(原則、産婦人科での保険適用受診のみ利用可能)
  - ◆ひとり親  
◇18歳未満の児童または20歳未満の障害児もしくは高校在学者を監護している父子家庭の父とその子および母子家庭の母とその子  
◇父母のいない児童。その児童を養育している配偶者のない男子および女子または婚姻したことのない男子および女子  
◇父もしくは母が重度障害者である父子もしくは母子など
  - ◆重度心身障害者  
◇身体障害者手帳1・2級に該当の方  
◇身体障害者手帳3級に該当の方でその障害名が心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害とされる方  
◇療育手帳の判定がAまたはAの方  
◇障害基礎年金1級の方  
◇身体障害者手帳3級かつ療育手帳の判定がBの方  
◇特別児童扶養手当1級の方  
※65歳以上で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度への加入が必要となります

◎まだ申請をしていない方、保険証などの変更があった方は、市役所保険年金課(本庁舎1階)で手続きをしてください。また、ひとり親に該当する方で、所得超過により児童扶養手当を受給していない方は、市役所保険年金課でご相談ください。

問 市保険年金課 ☎43-8326

## 最後の特定健康診査・基本健康診査 「集団健診」

平成28年度最後の特定健診を実施します。まだ受診していない方は、この機会にぜひ受診ください。

- ◆日程・会場  
平成29年1月24日(火)下妻保健センター
- ◆受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時  
※番号札は、それぞれの受付開始時間の30分前に出します
- ◆持参するもの  
保険証、受診券(お手元がない場合は、下妻保健センターまでご連絡ください)、自己負担金
- ◆対象者・検査項目・自己負担額  
※年齢は、平成29年3月31日現在(75歳になる方を除く)  
◇40～75歳未満(下妻市国民健康保険加入者)および39歳以下  
身体測定、血圧測定、尿検査、眼底検査、心電図検査、血液検査(血中コレステロール・肝機能・血糖・貧血・尿酸・クレアチニン)・・・1,500円  
◇75歳以上  
・身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査(血中コレステロール・肝機能・血糖・クレアチニン)・・・無料  
・心電図検査、眼底検査、貧血検査(希望制)・・・1,750円  
《次の検診は、加入している健康保険の種類にかかわらず受診できます》  
◇胸部レントゲン(65歳以上)・・・無料(40～64歳)・・・300円(39歳以下)・・・700円  
◇大腸がん検診(30歳以上)・・・300円  
◇前立腺がん検診(40歳以上の男性)・・・500円  
◇肝炎ウイルス検査(40歳以上の今までに検査を受けたことがない方)・・・500円  
◇肺がん喀たん検査(40歳以上で胸部レントゲンを受診する方)・・・容器代+検査代 800円  
◎今年度75歳になる方は、受診日の年齢により健診内容、自己負担額が変わります。

問 市保険年金課 ☎45-8124  
市保健センター ☎43-1990

## 「市・県民税等申告相談」開催

平成29年2月から始まる平成28年分の申告相談の期間は、次のとおりです。日程表および申告相談時間などの詳細は、「お知らせ版平成29年1月10日号」に掲載します。

- 〈千代川会場〉  
◆日時 平成29年2月10日(金)～2月21日(火)  
※土・日を除く  
◆場所 市役所千代川庁舎 1階 ホール
- 〈下妻会場〉  
◆日時 平成29年2月22日(水)～3月15日(水)  
※土・日曜日を除く(ただし、2月26日(日)のみ休日相談実施)  
◆場所 市役所第二庁舎 3階 大会議室

問 市税務課 ☎43-8192

## 農作物の放射性物質検査の 一時利用停止

- ◆利用停止期間  
12月20日(火)～平成29年1月6日(金)

上記期間で放射性物質検査機器のメンテナンスを行うため、放射性物質検査を一時利用停止します。ご理解ご協力をお願いします。

問 市農政課 ☎44-0729

## 不法投棄110番 ～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋立て～

産業廃棄物の不法投棄(散乱・埋め立て・積み上げ・焼却)、残土の無許可埋立てなどを見かけたら、情報提供をお願いします。

こうした被害にあわないよう自分の土地は、自分で守りましょう。これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけではなく土地所有者にも及ぶことがあります。定期的な見回り、進入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板の設置が有効です。

※危険ですので、投棄をしている者とは接触しないでください

- 問 県不法投棄110番(フリーダイヤル)  
☎0120-536-380  
県不法投棄対策室 ☎029-301-3033  
県西県民センター環境・保安課 ☎24-9127  
市生活環境課 ☎43-8234  
※休日や夜間は、下妻警察署 ☎43-0110

## 国民年金保険料の納付が困難なときは 「免除・納付猶予制度」の手続きをしてください

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、市役所(本庁舎・千代川庁舎)国民年金担当窓口申請し、日本年金機構で承認されると国民年金保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

- ◆「保険料免除制度」  
保険料免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部を納めることにより一部の保険料が免除になる「一部免除(4分の3・半額・4分の1)」があります。本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きをすると保険料の納付が全額または一部免除されます。

- ◆「納付猶予制度」  
50歳未満の方(学生を除く)で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に申請手続きをすると保険料の納付が猶予されます。  
※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象

- ◆全額免除・納付猶予の申請期間  
保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1ヵ月前までの期間)  
※申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除・納付猶予が承認されない場合があります

- ◆免除された保険料などの追納  
免除または猶予された保険料は、10年以内に納付することができます。ただし、承認された年度から3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。

- ◆保険料免除・納付猶予申請に必要なもの  
年金手帳、印鑑  
※失業の場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」などの写し  
※代理の方がお越しの際は、代理人の身分証明書(運転免許証など)

- 問 日本年金機構 下館年金事務所  
☎25-0829  
市保険年金課  
☎45-8124



## 太陽光発電設備などを設置した方へ

太陽光パネルなどを設置して売電する場合、設置した太陽光パネルなどの設備は、固定資産税(償却資産)の課税対象となります。平成29年1月31日(火)までに償却資産の申告をお願いします。

課税の有無は、次のとおりです。

設置者	10kw以上の太陽光発電設備	10kw未満の太陽光発電設備
個人(住宅用)	課税対象となる	課税対象とならない
個人(事業用)	課税対象となる	
法人	課税対象となる	

平成28年4月1日以降に新たに太陽光発電設備などを設置した方は、次のとおり特例の適用が以前と異なりますので、ご確認ください。

<新旧対照表>

	新	旧
対象資産	自家消費型太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内である設備)	固定価格買取制度の対象となる再生可能エネルギー設備
取得時期	平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成24年5月29日～平成28年3月31日
固定価格買取制度の認定	認定を受けたものは特例不可	経済産業省大臣の認定を受けたものが特例の対象となる
再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助	補助を受けていることが特例の認定に必要	適用なし(平成28年度から開始のため)
課税標準額	わがまち特例 最初の3年度分 価額の3分の2	最初の3年度分 価額の3分の2

※詳しくは、お問い合わせください。

**問** 市税務課 ☎43-8193

## 税務署で所得税などの確定申告書を作成する方へ

税務署で所得税などの確定申告書を作成する場合には、次の期間に来署してください。

会場開設日までは、相談スペースが限られているため、時間がかかる場合があります。

- ◆開設期間  
平成29年2月16日(木)～3月15日(水)  
※土・日曜日を除く

**問** 下館税務署 ☎24-2121

## 事業主の方へ 償却資産の申告をお願いします

会社や個人で工場や商店、農業を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、市内に償却資産をお持ちの場合は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月31日までに下妻市長あてに申告する必要があります。

平成29年度分の償却資産の申告期限は、平成29年1月31日(火)です。期限内の申告をお願いします。

※虚偽の申告をしたり、正当な理由なくして申告をしなかった場合には、地方税法の規定により罰せられることがあります

- ◆償却資産とは  
固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、法人税法または所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。具体的には、次のものなどが事業用資産です。

◇個人や会社で工場や商店、事務所などを経営している場合の機械類、事務機器類など  
◇不動産賃貸業(駐車場やアパートなどの貸付業)を営んでいる場合のアスファルト舗装、植栽などの外構工事

◇飲食業を営んでいる場合の厨房用品、レジスター、看板など

※詳しくは、お問い合わせください

**問** 市税務課 ☎43-8193

## 納税証明書(県税)を申請する方へ

県税事務所では、主に次の2種類の証明書を発行しています。

- ①税額などの証明書(様式第40号の4・ア)
  - ②未納がないことの証明書(様式第40号の4・イ)
- 申請前に、どちらが必要かご確認ください。

- ◆申請に必要なもの  
◇申請者の印鑑(法人は、法務局に登録してある代表者印【会社実印】)  
◇本人を確認できるもの(運転免許証など)  
◇証明手数料(1件400円)  
※直近(約2週間程度)に県税を納めた場合は、その領収書  
※代理人申請の場合は、委任状が必要  
◎詳細は、お問い合わせください。

**問** 茨城県筑西県税事務所 総務課  
☎24-9184

## 公的年金等受給者にかかる 確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

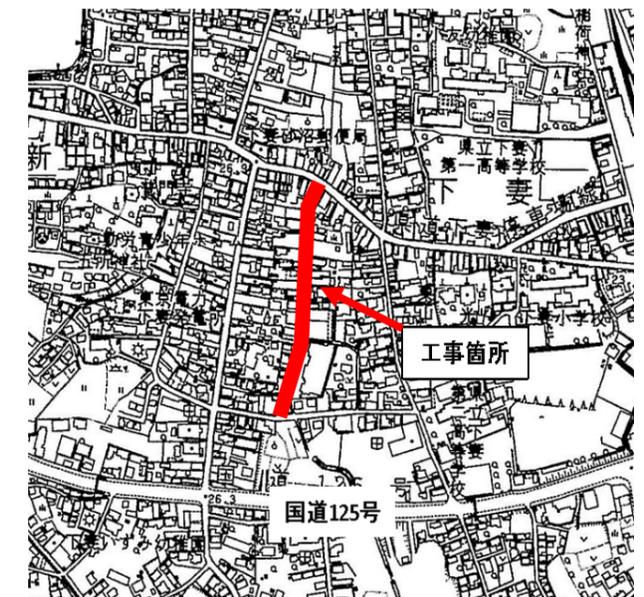
※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。  
平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給している方は、この制度は適用されません

**問** 下館税務署 ☎24-2121

## 道路改修工事にご協力を

下妻丁(上町)地内において、道路改修工事(拡幅工事ではありません)を行います。工事期間中は、交通規制などを行いますので、ご協力をお願いします。

- ◆工事期間 12月中旬～3月中旬
- ◆工事内容 道路改修工事(拡幅工事ではありません)
- ◆工事場所 図のとおり



**問** 市都市整備課 ☎45-8128

## 井戸水の衛生確保にご協力を

井戸水は、井戸周辺の環境に影響を受けやすく、施設の管理が不十分なことにより飲用に適さない恐れがあります。個人の飲用井戸は、自己責任で管理・飲用することになっているので、設置者および管理者は、年に1回、大腸菌など13項目の水質検査をおすすめします。

- ◆受付場所 市役所本庁舎 1階 市民ホール
  - ◆受付日時  
毎月第3水曜日 午前9時～11時30分  
(今後の日程：平成29年1月18日、2月15日、3月15日)
  - ◆検査項目、料金  
飲用井戸水質検査13項目、8,100円(税込)
- ※水質検査には、専用の容器が必要です。容器は、市役所本庁舎 1階 市民ホールの常陽銀行ATM隣にあります  
◎検査の詳細は、お問い合わせください。

**問** 一般財団法人 茨城県薬剤師会検査センター  
☎029-306-908

## 年末年始のごみ直接搬入日 (クリンポート・きぬ)



- ◆搬入時間 午前9時～正午、午後1時～4時30分  
※ただし、12月24日(土)は、午後4時までの搬入となります。年始は、平成29年1月4日(水)から通常どおり搬入できます

搬入可能日	搬入可能ごみ
12月19日(月)～22日(木)	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
12月24日(土)	不燃ごみ、粗大ごみ
12月26日(月)～29日(木)	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

- ◇上記期間は混雑が予想されますので、早めに搬入してください。
- ◇可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは必ず分別してください。
- ◇ごみ搬入時の車両は、構内渋滞及び事故防止のため、2t積載車までとし、必ずシートなどをかけてください。
- ◇受付窓口の混雑が予想されます。家電リサイクル4品目のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の搬入は、12月16日(金)までにご搬入ください。搬入する際は、事前に郵便局での手続きを忘れずをお願いします。

**問** クリーンポート・きぬ ☎43-8822

## ふるさと博物館臨時休館日

ふるさと博物館では、収蔵資料の燻蒸作業を行うため、次のとおり臨時休館となります。

- ◆臨時休館日 12月19日(月)～1月4日(水)  
(燻蒸期間中の問い合わせ先)  
市生涯学習課 ☎45-8996

問 ふるさと博物館 ☎44-7111

## フィットネスパーク・きぬ (ほっとランド・きぬ) 年末年始休館日

- ◆年末年始休館日  
12月29日(木)～平成29年1月3日(火)  
※公園全体も休園となります  
※1月4日(水)から通常営業になります

問 ほっとランド・きぬ ☎30-4126

## 下妻市民文化会館 小貝川ふれあい公園ネイチャーセンター 年末年始休館日

- ◆年末年始休館日  
◇下妻市民文化会館  
12月28日(水)～平成29年1月4日(水)  
◇小貝川ふれあい公園ネイチャーセンター  
12月29日(木)～平成29年1月3日(火)

問 下妻市民文化会館 ☎43-2118  
小貝川ふれあい公園ネイチャーセンター  
☎45-0200

## 年末のくみ取りは、お早めに

年末は、くみ取り(特に浄化槽)の依頼が集中し、応じきれない場合もありますので、早めに許可業者に依頼してください。ご協力をお願いします。

- ◆し尿の受入業務休止期間  
12月29日(木)～平成29年1月3日(火)

問 し尿処理施設「城山公苑」 ☎0297-43-7221

## 下妻市「成人のつどい」開催

下妻市では、成人式の名称を「成人のつどい」として新成人を祝う式典を開催しています。会場には、新成人以外の方も入場できます。ぜひご来場ください。

- ◆日時 平成29年1月8日(日)  
受付 午後2時～ 開会 午後2時30分～
- ◆会場 下妻市民文化会館(☎43-2118)
- ◆主催 下妻市・下妻市教育委員会

問 市生涯学習課 ☎45-8995



## 『新春歩け歩け大会』参加者募集

新春恒例の「第46回新春歩け歩け大会」を開催します。新春の朝、新鮮な空気の中をみんなで歩いてみませんか。ご家族やグループでの参加をお待ちしています。

- ◆日時 平成29年1月3日(火)午前7時花火合図  
◇受付 午前7時20分(事前申込不要)  
◇開会式 午前7時50分  
◇出発 午前8時  
※雨天の場合、1月7日(土)に延期
- ◆場所 下妻市民文化会館前
- ◆コース 市民文化会館→福田→大宝→坂井→堀籠→市民文化会館(約8.4km)
- ◆参加条件  
◇健康な方(全コースを完歩できる方)  
◇小学生以下は、保護者または団体の指導者が同伴してください。
- ◆注意事項  
歩け歩け大会のため、走ることはご遠慮ください。その他は、係員の指示に従ってください。  
※参加者には、完歩賞を配布します

問 市生涯学習課 ☎45-8997



## ひとり親家庭の平成29年度小学校新入学児童に入学祝品を贈呈します

茨城県母子寡婦福祉連合会では、毎年ひとり親家庭(母子家庭、父子家庭、養育者家庭)のお子さんの新入学時に祝品(学用品)を贈呈する事業を行っています。

該当児童のいるひとり親家庭で祝品を希望する方は、市役所子育て支援課へお子さんの氏名、性別、生年月日、保護者名、住所、連絡先を平成29年1月31日(火)までにお申し込みください。

- 問 茨城県母子寡婦福祉連合会  
☎029-221-7505
- 申 市子育て支援課  
☎45-8120



## 早期発見・早期治療がカギ 口腔がん検診実施

歯肉、舌などお口の中のできるがんを口腔がんといいます。口腔がんは、口の中の痛みや口内炎が治りにくいなどの症状があり、喫煙や飲酒習慣でその発症リスクは高まり、高齢化に伴い年々増加しているがんです。

口の中で気になることはありませんか。この機会にぜひ検診をお受けください。

- ◆日時 平成29年2月26日(日)  
受付時間 ①午前8時45分～9時、  
②午前10時～10時15分  
※受付時間は①、②のどちらかをお選びください  
※受付後に講演会および口腔がん検診を行います
- ◆場所 下妻市保健センター
- ◆内容  
◇講演会 口腔がんについて(約30分)  
筑波大学附属病院 水戸地域医療教育センター水戸協同病院 歯科口腔外科教授 鬼澤浩司郎 氏  
◇口腔がん検診(1人約10分)  
歯科医師による診察
- ◆対象者 40歳以上の市民  
※ただし、平成28年2月14日に実施した口腔がん検診を受診した者は除く
- ◆検診自己負担金 500円(当日徴収)
- ◆定員 75人
- ◆申込期間 12月12日(月)～平成29年2月10日(金)  
※定員になり次第締め切り
- ◆主催 下妻市歯科医師会

問 申 市保健センター ☎43-1990

## 市立図書館「かるた大会」開催

参加賞もあります。ぜひご参加ください。



- ◆日時 平成29年1月15日(日)  
午前10時30分～正午(受付 午前10時～)
- ◆場所 市立図書館
- ◆対象 5歳～小学4年生
- ◆申込方法 市立図書館カウンターまたは電話

問 申 市立図書館 ☎43-8811

## 『ピラティス教室』参加者募集

ストレッチで体をしなやかに。初めての方もお気軽にご参加ください。

- ◆日時 平成29年1月12日、19日、26日、  
2月2日、9日、16日、23日  
毎週木曜日 午前10時～11時30分

- ◆場所 下妻公民館 2階 大会議室
- ◆講師 小磯 光代 氏
- ◆受講対象 市内在住・在勤の方  
※妊娠中の方は、参加不可

- ◆募集人数 30人
- ◆参加費 1人 480円(保険料)
- ◆持ち物 ヨガマット、室内履き、タオル、飲み物
- ◆申込締切 12月21日(水)まで
- ◆申込方法  
市役所生涯学習課(千代川庁舎2階)へ保険料を添えてお申し込みください  
※電話にて仮申し込みを受け付けします



問 申 市生涯学習課 ☎45-8997

## 『リラックスヨガ教室』参加者募集

心と体の凝りをほぐします。初心者から楽しむことができますので参加してみませんか。

- ◆日時 平成29年1月14日(土)  
午前10時30分～11時45分
- ◆場所 ふるさと交流館リフレこかい 多目的ホール
- ◆受講対象 市内在住、在勤の方
- ◆参加人数 20人 ※定員になり次第締切
- ◆参加費 300円(保険料含む)
- ◆持ち物  
ヨガマット(なくても可)、タオル、飲み物、ひざかけ、羽織もの、靴下(ホールが寒い時のため)など
- ◆申込方法  
ふるさと交流館リフレこかいへ参加費を添えてお申し込みください。  
※電話で仮申し込みを受け付けします

問 ふるさと交流館リフレこかい  
☎30-0070 ※水曜日を除く

## 平成29年度『高齢者はつつ百人委員会』委員募集

高齢者自らが地域の高齢者を対象に、健康づくり・生きがいづくりに関する事業を企画し実施する委員会です。委員会は、県内5地域に設置され各地域とも100人程度の委員で構成されています。

- ◆応募資格  
県内在住のおおむね60歳以上で委員会の活動に出席できる方。  
※委員として5期10年務めた方を除く  
※地方公共団体の長および議員は除く  
※報酬・交通費はなし

- ◆任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日

- ◆応募締切  
平成29年2月28日(火) ※定員に達し次第締め切り

**問** 茨城わくわくセンター(県社会福祉協議会内)  
☎029-243-8989

## “みんなの研ぎやさん、による「刃物研ぎボランティア」開催

ご家庭でお使いの包丁の切れ味はいかがですか。今年度の刃物研ぎボランティアの予定は、次のとおりです。切れる包丁で楽しくお料理しましょう。

- ◆日時・場所  
◇平成29年2月3日(金)午前9時30分～11時  
砂沼荘

- ◇2月24日(金)午後1時～2時30分  
JA常総ひかり大宝

- ◇3月3日(金)午前9時30分～11時  
千代川公民館

- ◇3月24日(金)午後1時～2時30分  
JA常総ひかり千代川センター

◎地域のためにできるボランティア活動 “みんなの研ぎやさん、”では、**仲間を募集しています。**手先の器用さに自信のある方や定年退職後に何かを始めようと考えている方など、男女は問いません。活動に興味のある方は、上記活動日にお気軽にご見学ください。

**問** 下妻市ボランティアセンター  
(下妻市社会福祉協議会) ☎44-0142

## 若者の「働きたい」を応援

いばらき県西若者サポートステーション(通称サポステ)は、若者の職業的自立を支援する厚生労働省の事業です。

昨年度の相談件数は1,368件、セミナー参加者は1,339人に上り、多くの方が利用しています。

- ◇やりたいことが分からない、見つからない
- ◇仕事が長続きしない
- ◇ブランクがあり一歩が踏み出せない
- ◇働く自信がない

上記のような働くことへのさまざまな悩みを持つ多くの方がカウンセリング、各種セミナー、講座または集中訓練プログラムなどを体験して働き出しています。

- ◆対象者 15～39歳の若者とその保護者
- ◆申込  
前日までにいばらき県西若者サポートステーションに電話またはメールで予約
- ◆場所  
◇いばらき県西若者サポートステーション(火～土曜日 午前10時～午後6時)  
◇ハローワーク下妻(第1、3木曜日 午前10時～午後0時30分)
- ◆費用 無料

**問** いばらき県西若者サポートステーション  
〒308-0845[筑西市西方1790-29]  
☎54-6012  
※火～土曜日 午前10時～午後6時(祝日を除く)  
Eメール hola@iw-saposute.org

## 出前講座「大好きいばらき安全・安心くらしのセミナー」開催

茨城県消費生活センターでは、学校や敬老会などの地域団体での学習会、公民館での講座、事業所での研修などに無料で消費者教育に関する講師を派遣しています。

詳しくは、「いばらき消費生活なび」で検索するか、茨城県消費生活センター相談試験課までお問い合わせください。

**問** 茨城県消費生活センター 相談試験課  
☎029-224-4722  
いばらき消費生活なび  
HP <http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/sodan/index.html>

## 平成29年度『文化活動事業費助成対象事業』募集

公益財団法人いばらき文化振興財団では、県内で文化活動を行っている団体・個人の発表などに係る平成29年度に行う事業費の一部を助成します。

- ◆対象 ◇県内に活動拠点がある団体または個人で一定の文化活動の実績があること。  
◇平成29年度中に実施し、事業を完遂できる見込みがあること。
- ◆申込締切 平成29年1月20日(金)必着
- ◎申請書は、ホームページ(<http://www.icf4717.or.jp>)からダウンロードできます。

**問** 公益財団法人 いばらき文化振興財団  
☎029-305-0163

## 新しい出会いを探してみませんか「出会いパーティー」開催

〈古河会場〉  
◇日時 1月9日(月・祝)午後1時30分～4時30分(受付 午後1時15分～)

◇場所 とねミドリ館[古河市前林1953-1]  
◇対象 Aコース 独身男性 20～30歳代の方  
独身女性 20～30歳代の方  
Bコース 独身男性 40～50歳代の方  
独身女性 40～50歳代の方

◇参加費 男性3,000円 女性1,000円  
〈つくば会場〉

◇日時 1月22日(日)午後1時30分～4時30分(受付 午後1時15分～)

◇場所 ホテルグランド東雲[つくば市小野崎488-1]  
◇対象 Aコース 独身男性 20～30歳代の方  
独身女性 20～30歳代の方  
Bコース 独身男性 40～50歳代の方  
独身女性 40～50歳代の方

◇参加費 男性4,000円 女性2,000円  
〈境町会場〉

◇日時 1月29日(日)午後1時30分～4時30分(受付 午後1時15分～)

◇場所 文化村公民館[境町上小橋540]  
◇対象 Aコース 独身男性 20～30歳代の方  
独身女性 20～30歳代の方  
Bコース 独身男性 40～50歳代の方  
独身女性 40～50歳代の方

- ◇参加費 男性3,000円 女性1,000円
- ◆申込締切 各会場とも開催日の3日前まで
- ◆後援 いばらき出会いサポートセンター
- ※前日、当日、無断キャンセルは、キャンセル料発生

**問 申** NPO法人ベル・サポート(月曜休)  
☎0280-87-7085  
Eメール [info@bell-support.net](mailto:info@bell-support.net)

## 「ストレス研究会」開催

女性がその能力を発揮し、生き生きと働けるように、職場におけるストレスについて一緒に考え改善するお手伝いをします。今話題のストレス解消法、マインドフルネス瞑想法もご紹介します。

- ◆開催日  
第1回 平成29年1月21日(土)  
第2回 平成29年2月18日(土)  
第3回 平成29年3月18日(土)  
※同内容で開催しますが、複数回参加も可能

- ◆時間 午後1時30分～4時

- ◆会場 福祉センター砂沼荘 会議室

- ◆参加費 無料

- ◆参加対象 ストレスを感じている女性

- ◆定員 各6人 ※定員になり次第、受付終了

**問 申** 下妻ストレス研究会 ☎43-5249  
※受付時間 午前10時～午後6時(年中無休)

## 『建築CAD (JW-CAD)』受講生募集

- ◆内容 JW-CADを利用したの建築図面などの描き方
- ◆実施日時 平成29年2月13日(月)～2月17日(金) 午後6時～9時(全5回)
- ◆申込方法

インターネットで筑西産業技術専門学院のホームページから電子申請または往復ハガキに①セミナー名、②氏名、③年齢、④住所、⑤電話番号、⑥職業を記入し郵送してください

- ◆定員 10人(定員を超えた場合は、抽選)
- ◆申込締切 平成29年1月18日(水)必着
- ◆受講料 2,980円

**問 申** 茨城県立筑西産業技術専門学院 在職者訓練担当  
〒308-0847[筑西市玉戸1336-54]  
☎24-1714  
HP <http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chikusansen/kunren/index.html>

## インフルエンザ予防接種はお済みですか ～接種費用の助成は平成29年1月31日までです～

◆対象接種期間 平成29年1月31日(火)まで

◆接種対象者および助成金額



対象者	助成金額(1回につき)	助成回数
接種日に65歳以上の方(※)	2,000円	1回
【小児】 生後6カ月～13歳未満の方	2,000円	2回
【小児】 13歳～中学3年生相当年齢の方	2,000円	1回

※60～65歳未満の方のうち心臓、じん臓または呼吸器の機能に障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方を含む

◆接種日に65歳以上(※)の方

◇対象者には、9月末に接種券を送付してあります。必ず送付された接種券と保険証を医療機関に持参し接種を受けてください。接種券を紛失してしまった場合は、下妻保健センターで再発行の申請をしてください。

◇実施医療機関は下記の市内指定医療機関および県内の協力医療機関になります。

◇今年度65歳になる方へ

⇒助成対象は、接種日に65歳以上の方となります。今年度65歳になる方は、誕生日以降に接種してください。

◆小児

◇1歳未満の乳児は、十分な免疫をつけることが困難とされています。接種を希望する保護者の方は、医師とよくご相談ください。

◇実施医療機関は、下記の市内指定医療機関です。接種券はありませんので、医療機関に予約の上、保険証・母子健康手帳を持参し接種を受けてください。

◇県内医療機関での接種を希望する方は、全額自己負担になります。助成を受けたい方は、医療機関に行く前に下妻保健センターへお越しください。

◆市内指定医療機関一覧

医療機関名	電話番号	小児	高齢者	医療機関名	電話番号	小児	高齢者
浅田医院	☎44-3957	○	○	下條整形外科	☎43-3666	小学生以上可	○
宇津野医院	☎45-0311	○	○	とやまクリニック	☎30-5010	○	○
加倉井皮膚科クリニック	☎30-5007	小学生以上可	○	中山医院	☎43-2512	○	○
軽部病院	☎44-3761	1歳以上可	○	平間病院	☎43-5100	○	○
菊山胃腸科外科医院	☎44-2014	○	○	古橋医院	☎44-2792	1歳以上可	○
坂入医院	☎43-6391	○	○	古橋耳鼻咽喉科医院	☎45-0777	1歳以上可	○
砂沼湖畔クリニック	☎43-8181	○	○	三津山クリニック	☎48-9131	1歳以上可	○
とき田クリニック	☎44-3232	×	○	渡辺クリニック	☎43-7773	1歳以上可	○

問 市保健センター ☎43-1990

## 確定申告などにかかる障害者控除対象者の認定書を交付します

65歳以上の方で、精神または身体に障害のある方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受ければ、確定申告および住民税申告の際に障害者控除の対象となります。

介護保険の要介護などの認定を受けている方は、その調査記録などを基に障害者控除対象者認定基準により審査・判定を行い該当する場合には、「障害者控除対象者認定書」を交付しています。必要な方は、申請してください。

障害者手帳の交付を受けている方は、その手帳により障害者控除の対象となりますので、申請の必要はありません。

◆認定基準

認定区分	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	認知症高齢者の日常生活自立度
特別障害者に準ずる	◆1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 ◆屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。	◆著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 ◆日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 ◆日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
障害者に準ずる	◆屋内での生活は、おおむね自立しているが、介助なしには外出しない。	◆日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
非該当	◆何らかの障害を有するが、日常生活は、ほぼ自立して独力で外出する。	◆何らかの症状を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。

◆認定基準日 所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」をもとに認定します。

◆受付場所 市役所第二庁舎 2階 介護保険課(申請者の印鑑をご持参ください)

問 〈認定書関係〉市介護保険課 ☎43-8338 〈税控除関係〉市税務課 ☎43-2294

## 確定申告などにかかるおむつ代の医療費控除用書類を発行します

確定申告や住民税申告の際に、おむつ(紙おむつなど)代を医療費控除の対象とする場合は、おむつ代の領収書と一緒に医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。

介護保険の要介護などの認定を受けている方は、「おむつ使用証明書」の代わりに「市が主治医意見書の内容(寝たきり度、尿失禁の有無など)を確認した書類」でも認められています。必要な方は、申請をお願いします。

※「市が主治医意見書の内容を確認した書類」の発行は、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降に限ります。初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師の「おむつ使用証明書」が必要となります。なお、主治医意見書の内容によっては、確認書の発行ができない場合があります。

◆受付場所 市役所第二庁舎 2階 介護保険課(申請者の印鑑をご持参ください)

問 〈確認書関係〉市介護保険課 ☎43-8338  
〈税控除関係〉市税務課 ☎43-2294

## 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、マイナンバー(12桁)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要になります。

〈本人確認(番号確認および身元確認)に使用する書類の例〉

- ◆例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
- ◆例2 通知カード(番号確認)＋運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※控除対象配偶者および扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要です

問 下館税務署 ☎24-2121